

【ご案内】資産運用機能の分割・統合に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役執行役社長:大久保 哲夫)は、グループの成長事業と位置づける資産運用ビジネスの強化を目的として、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」)の資産運用機能を分割し、グループ関係会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(取締役社長:平木 秀樹、以下「三井住友トラスト・アセットマネジメント」)との統合(以下、「本件分割・統合」)に向けて準備を進めてまいりましたが、今般、新会社に係わる以下の事項につき内定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件分割・統合は関係当局の許認可を前提としております。

1. 商号 : 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
2. 本店所在地 : 東京都港区芝三丁目33番1号
(なお、統合後、平成30年12月を目処に新拠点(東京都港区芝公園一丁目2番2号)に順次移転する予定です)
3. 統合日 : 平成30年10月1日

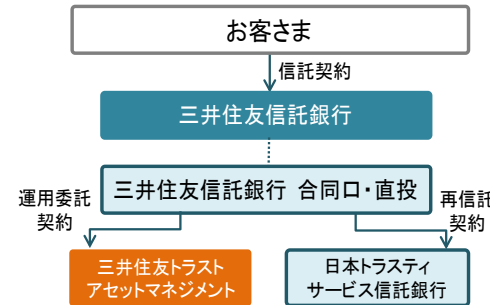
新たな運用会社では、中長期の資産形成を安心して託していただける運用商品の開発に注力し、多くのお客さまから『中長期投資といえば、三井住友トラスト・アセットマネジメント』と認められる国民的なブランド力を持った資産運用会社を目指してまいります。

統合に向けて、引き続き準備を進めて参りますが、今回の内定事項を含めた統合に係わる主要事項につきましては、今後、両社間で法的拘束力のある契約締結によって正式に合意することを予定しております。

決定次第、改めてご案内申し上げます。

【ご参考1】運用委託について

本件分割・統合後は、年金信託契約(既に、締結頂いている契約を含みます)にかかる資産運用業務の一部を三井住友トラスト・アセットマネジメントに委託する予定です。なお、分割・統合後も、お客さまとの窓口業務及び資産管理銀行への指図業務やデータマネジメント、カスタマイズレポートの作成等資産運用に関するバックオフィス業務については、引き続き、三井住友信託銀行にて対応いたします。



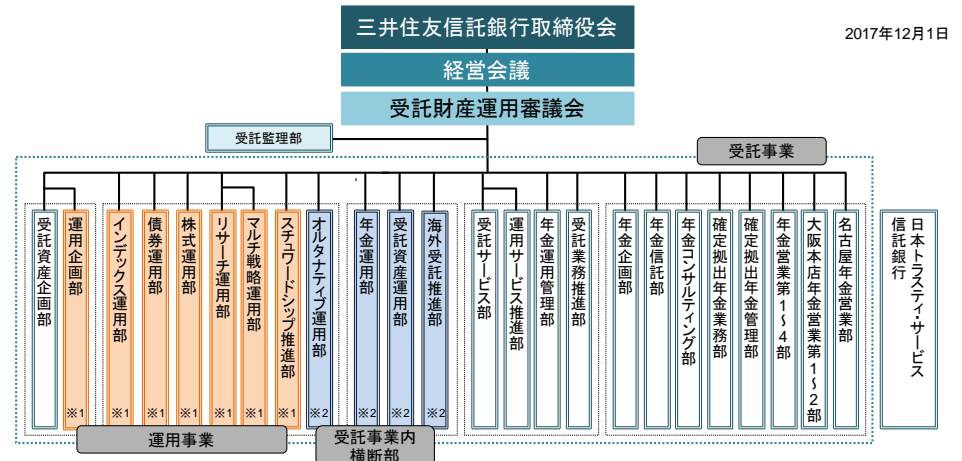
【スキーム概要】

- 三井住友信託銀行は、お客さまとの間で信託契約を締結いたします。
- 三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・アセットマネジメントとの間で、上記信託契約(信託契約に組入れている合同口を含みます)の資産運用業務の全部又は一部を同社に委託する旨の運用委託契約を締結いたします。
- 運用委託する業務としては、信託財産の有価証券や為替に係る運用業務及び証券貸借取引に係る業務等を検討しています。

【ご参考2】三井住友信託銀行における分割対象部署の分離

運用事業の分割・統合に向けた準備段階として、三井住友信託銀行では、分割対象となる資産運用業務について、平成29年8月1日付けで受託事業内に運用事業(事業内事業)を設置いたしました。

なお、年金営業第1~4部を除く東京所在の受託事業各部と受託監理部は、三井住友トラスト・アセットマネジメントと同じ拠点へ移転する方針です。



※1: 運用事業の対象部署 ※2: 受託事業と運用事業の双方へ機能分割が想定される部署
無印: 三井住友信託銀行に残存する機能